

**令和3年10月14日開催**

**第15回選挙管理委員会会議録**

**新潟市江南区選挙管理委員会**

# 第15回江南区選挙管理委員会次第

令和3年10月14日(木)

午後 5時00分から

会場 203会議室

## 1 議題

- 議案第39号 選挙人名簿登録の移替え延期について
- 議案第40号 ポスター掲示場の設置場所について
- 議案第41号 不在者投票事務を取り扱う場所について
- 議案第42号 期日前投票所の設置について
- 議案第43号 投票所の設置について
- 議案第44号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第45号 投票の順序について
- 議案第46号 氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う場所及び日時について

## 2 その他

第15回選挙管理委員会会議録

開催日時 令和3年10月14日(木) 午後5時00分開催  
 開催場所 江南区役所203会議室

出席委員(4人) 委員長 今井 宏樹 職務代理者 福間 博子  
 委員 横山 信夫 委員 滝沢 優

出席職員(3人) 事務局長 松屋 賢治 事務局次長 関本 健  
 係長 小林 修一郎

付議事項

付議事項	説明	審議の結果等
議案第39号 選挙人名簿登録の移替え延期について	令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙人名簿の移替えを下記の期間の翌日に延期することを説明した。 ○登録の移替えを行わない期間 令和3年10月14日から 令和3年10月31日まで  根拠法令：公職選挙法施行令第17条第2条	(審議結果) 全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第40号 ポスター掲示場の設置場所について	令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、ポスター掲示場の設置場所を次のとおり説明した。 ○ポスター掲示場 区内198か所  法令根拠：公職選挙法第144条の2第1項	(審議結果) 全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。
議案第41号 不在者投票事務を取り扱う場所について	令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、不在者投票事務を取り扱う場所を次のとおり説明した。 ○不在者投票事務を取り扱う場所 ・新潟市江南区役所 ・新潟市江南区役所横越出張所	(審議結果) 全委員、異議がなかったもので、原案のとおり決定した。

付議事項	説明	審議の結果等
<p>議案第42号</p> <p>期日前投票所の設置について</p>	<p>令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、期日前投票所の設置場所を次のとおり説明した。</p> <p>○期日前投票所を設ける場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市江南区役所 新潟市江南区泉町3丁目4番5号</li> <li>・新潟市江南区役所横越出張所 新潟市江南区横越中央1丁目1番1号</li> </ul> <p>法令根拠：公職選挙法第48条の2第6項の規定により読み替えて適用される同法第39条</p>	<p>(審議結果) 全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p>
<p>議案第43号</p> <p>投票所の設置について</p>	<p>令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、投票所の設置場所を次のとおり説明した。</p> <p>○各投票区の投票所を設置する場所：区内29投票所</p> <p>根拠法令：公職選挙法第39条</p>	<p>(審議結果) 全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p>
<p>議案第44号</p> <p>在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について</p>	<p>令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙における、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の設置場所について次のとおり説明した。</p> <p>○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市江南区役所</li> </ul> <p>根拠法令：公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項及び公職選挙法施行令第65条の13第4項</p>	<p>(審議結果) 全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。</p>

付議事項	説明	審議の結果等
議案第45号 投票の順序について	<p>令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、各投票所における投票の順序について次のとおり説明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 衆議院小選挙区選出議員選挙</li> <li>2 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査</li> </ol>	(審議結果) 全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。
議案第46号 氏名等の掲示の順番を定めるくじを行う場所及び日時について	<p>令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における、投票所並びに期日前投票所及び不在者投票所における氏名等の掲示の順番を定めるくじを行う場所及び日時について次のとおり説明した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 場 所：江南区役所 203会議室</li> <li>2 日 時：令和3年10月19日 午後5時30分</li> </ol> <p>根拠法令：公職選挙法第175条第3項</p>	(審議結果) 全委員、異議がなかったため、原案のとおり決定した。

その他

閉会時刻 午後 6時30分